株式会社 山運 代表取締役 山本大輔

改正貨物自動車運送事業法についてのお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2024年4月1日から施工された「働き方改革関連法」により物流事業者および建設事業者も労働時間の制約が厳しく規制され、まもなく1年が経経過します。我々物流業界にとって試行錯誤を繰り返しながら、日々邁進しているところではありますが、物流業界によっては多重下請け構造、ダンピング、買い叩き等が無くならないのが現状であります。物流の2024年問題に対応すべく、持続的成長を図るための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部改正する法律(物流改正法)」が2025年4月1日より施工されます。この改正法の中で最も重要視される問題として3点あります。

- ① 運送契約締結時等の書面交付義務
- ② 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組(健全化措置)を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規定の作成・運送利用管理者の選任義務
- ③ 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務 これらの規定については令和7年4月1日から施工され、違反事業者に対しては事業停止など行政処分の対象となります。主に建設機械を運搬する事業者として、特に問題になる事項は「①運送契約締結時等の書面交付義務」であり、現状の受注形態は当日電話等での回送依頼が根強く残っており、今後は回送前にこれらを書面交付し運送契約書を取り交わす必要があります。しかしながら当日の輸送依頼では書面での運送契約書取り交わしは物理的に難しい事が予想され、今後弊社としてはインターネットを活用しホームページから「輸送依頼」を作成、インターネット上での運送契約締結を考えおり、現在制作中であり

お取引先様各位には大変ご不便お掛け致しますが、物流事業者の将来に向けた窮状をご 賢察頂き「改正貨物自動車運送事業法」をご相談させて頂きたく、ご理解ご協力宜しくお 願い申し上げます。

ます。完成次第お知らせすると同時に入力方法等説明も御案内する予定です。